

第四期特定健康診査等実施計画

市光工業健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 11 月 29 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】			
No.1	・一人当たり医療費は40歳未満と比較すると40歳以上から医療費および受診率が増加している	➔	・服薬治療となる前に早期生活習慣改善を促すとともに、受療動奨が必要な未受診者に対しては、重症化しないよう、受療動奨が必要である
No.2	・被保険者受診率は2022年度97.3%であった。さらなる受診率向上のためには事業所との連携が不可欠である ・被扶養者受診率は2022年度63.9%であった。毎年受診層が一定層いるものの、不定期受診層が多くいるため、毎年受診の必要性を認識してもらい受診行動変容に繋げる	➔	・健保が事業主に提供する未受診者リストを未受診者撲滅に活用していただく ・受診状況にあわせて、ナッジ理論を活用した受診動奨を行う ・パートアルバイト先で受診した健診結果入手についても定期的に動奨を行い、1名でも多くの健診結果を入手し、受診率向上に繋げる
No.3	・単一健保全体の実施率には届いていない状況のため、さらなる実施率向上のための施策が必要である	➔	・リスクが少ない動機付け支援者や特定保健指導対象該当初期の段階で特保に参加していただき、対象者からの脱却を目指して改善していただくことが重症化予防にもつながり、実施率向上にもつながるため推進していく ・顧問医からの参加動奨の実施 ・40歳未満の若年層に対して、特保同等の生活習慣改善施策を実施し、特定保健指導対象者を未然に防ぐ
No.4	・疾病別分析から、循環器系疾患、内分泌・代謝疾患などの生活習慣病関連疾患が患者一人当たり医療費の高い上位疾病となっている。 ・各悪性新生物罹患率が一定数発生している状況から、早期発見・早期治療に繋げるためにも、がん検診の受診率向上が必要	➔	・要介入者の内、治療再検者（治療しているが、値が改善しないか悪化しており、治療方針の再検討が必要）には、主治医に健診データを持参し相談の上、治療方針を提出をしてもらう。 受診動奨者（要治療なのに未受診）には、健保理事長名でレターを送り、受診動奨の強化を図る。 ・がん検診の必要性を理解してもらい、受診率向上に繋げる
No.5	・喫煙率が全国平均よりも高く、将来的に喫煙者の医療費増加が予測されるため、喫煙者を減少させる必要がある	➔	・事業所の健康支援室とコラボ施策として禁煙対策を推進して行く必要がある

基本的な考え方（任意）
-

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名	Web健康管理システムの提供（被保険者・被扶養者）	対応する健康課題番号	-
-------	---------------------------	------------	---

↓

事業の概要 <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：0～74、対象者分類：加入者全員</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>-</td> </tr> </table>	対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：0～74、対象者分類：加入者全員	方法	-	体制	-	事業目標 【目的】 ・加入者が必要時に情報が見れる環境作りの構築 ・ヘルスリテラシーの向上 【概要】 ・Webシステム導入により、 ①健診結果の推移や、組織の統計情報から自身の健康状態レベルを見える化し、その個人にあった生活習慣改善項目をナビゲート ②各種イベントに参加してもらい、日常的な健康へのモチベーションの向上を図る。 ③健康づくりの指標となるデータを記録でき、継続的な生活改善への取り組みに役立ててもらう。 ④参加者にはインセンティブのポイント付与の実施 <table border="1"> <tr> <th>評価指標</th> <th>アウトカム指標</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td>WEBシステム登録率</td> <td>10.6 %</td> <td>12.6 %</td> <td>14.6 %</td> <td>16.6 %</td> <td>18.6 %</td> <td>20.6 %</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アウトプット指標</td> <td>R6年度</td> <td>R7年度</td> <td>R8年度</td> <td>R9年度</td> <td>R10年度</td> <td>R11年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イベント実施率</td> <td>100 %</td> <td>100 %</td> <td>100 %</td> <td>100 %</td> <td>100 %</td> <td>100 %</td> </tr> </table>	評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		WEBシステム登録率	10.6 %	12.6 %	14.6 %	16.6 %	18.6 %	20.6 %		アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		イベント実施率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：0～74、対象者分類：加入者全員																																						
方法	-																																						
体制	-																																						
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度																																
	WEBシステム登録率	10.6 %	12.6 %	14.6 %	16.6 %	18.6 %	20.6 %																																
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度																																
	イベント実施率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %																																

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
【イベント実施計画】 1. ウォーキングラリー 5月・10月実施 2. 年末年始の体重管理 12～1月実施 3. 特定保健指導対象者 特定保健指導期間に案内 4. 歯磨きラリー 6月実施	【イベント実施計画】 1. ウォーキングラリー 5月・10月実施 2. 年末年始の体重管理 12～1月実施 3. 特定保健指導対象者 特定保健指導期間に案内 4. 歯磨きラリー 6月実施	【イベント実施計画】 1. ウォーキングラリー 5月・10月実施 2. 年末年始の体重管理 12～1月実施 3. 特定保健指導対象者 特定保健指導期間に案内 4. 歯磨きラリー 6月実施
R9年度	R10年度	R11年度
【イベント実施計画】 1. ウォーキングラリー 5月・10月実施 2. 年末年始の体重管理 12～1月実施 3. 特定保健指導対象者 特定保健指導期間に案内 4. 歯磨きラリー 6月実施	【イベント実施計画】 1. ウォーキングラリー 5月・10月実施 2. 年末年始の体重管理 12～1月実施 3. 特定保健指導対象者 特定保健指導期間に案内 4. 歯磨きラリー 6月実施	【イベント実施計画】 1. ウォーキングラリー 5月・10月実施 2. 年末年始の体重管理 12～1月実施 3. 特定保健指導対象者 特定保健指導期間に案内 4. 歯磨きラリー 6月実施

2 事業名 特定健診（被保険者）

対応する
健康課題番号 No.2

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

- 【目的】
- ・被保険者の健康状態の確認、疾病の早期発見・早期治療
- 【概要】
- ・事業主が行う定期健診に併せて共同実施
 - ・メタボリックシンドロームに注目した健康状況の把握とリスク者のスクリーニング

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	生活習慣リスク保有者率	56.2 %	55.2 %	54.2 %	53.2 %	52.2 %	51.2 %
	内臓脂肪症候群該当者割合	15.1 %	14.6 %	14.1 %	13.6 %	13.1 %	12.6 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診実施率	97.8 %	98.3 %	98.5 %	98.7 %	98.8 %	99 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・事業主が行う定期健診に併せて実施。・メタボに注目した健康状況の把握とリスク者のスクリーニング ・事業主とのコラボによる未受診者受診勧奨	・事業主が行う定期健診に併せて実施。・メタボに注目した健康状況の把握とリスク者のスクリーニング ・事業主とのコラボによる未受診者受診勧奨	・事業主が行う定期健診に併せて実施。・メタボに注目した健康状況の把握とリスク者のスクリーニング ・事業主とのコラボによる未受診者受診勧奨
R9年度	R10年度	R11年度
・事業主が行う定期健診に併せて実施。・メタボに注目した健康状況の把握とリスク者のスクリーニング ・事業主とのコラボによる未受診者受診勧奨	・事業主が行う定期健診に併せて実施。・メタボに注目した健康状況の把握とリスク者のスクリーニング ・事業主とのコラボによる未受診者受診勧奨	・事業主が行う定期健診に併せて実施。・メタボに注目した健康状況の把握とリスク者のスクリーニング ・事業主とのコラボによる未受診者受診勧奨

3 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する
健康課題番号 No.2

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	-
体制	-

事業目標

- ・被扶養者の健康状態の確認、疾病の早期発見・早期治療

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	生活習慣リスク保有者率	61.1 %	60.1 %	59.1 %	58.1 %	57.1 %	56.1 %
	内臓脂肪症候群該当者割合	4.6 %	4.5 %	4.4 %	4.3 %	4.2 %	4 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診実施率	64.9 %	65.9 %	66.9 %	67.9 %	68.9 %	70 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・被扶養者は健保主体で実施・健保主催の巡回バス健診の実施・検診時には健診受診情報を収集・パート先健診受診者の結果の入手・35歳・39歳の節目健診として指先検診を実施し、40歳前から自身の健康に対する意識付けの実施	・被扶養者は健保主体で実施・健保主催の巡回バス健診の実施・検診時には健診受診情報を収集・パート先健診受診者の結果の入手・35歳・39歳の節目健診として指先検診を実施し、40歳前から自身の健康に対する意識付けの実施	・被扶養者は健保主体で実施・健保主催の巡回バス健診の実施・検診時には健診受診情報を収集・パート先健診受診者の結果の入手・35歳・39歳の節目健診として指先検診を実施し、40歳前から自身の健康に対する意識付けの実施
R9年度	R10年度	R11年度
・被扶養者は健保主体で実施・健保主催の巡回バス健診の実施・検診時には健診受診情報を収集・パート先健診受診者の結果の入手・35歳・39歳の節目健診として指先検診を実施し、40歳前から自身の健康に対する意識付けの実施	・被扶養者は健保主体で実施・健保主催の巡回バス健診の実施・検診時には健診受診情報を収集・パート先健診受診者の結果の入手・35歳・39歳の節目健診として指先検診を実施し、40歳前から自身の健康に対する意識付けの実施	・被扶養者は健保主体で実施・健保主催の巡回バス健診の実施・検診時には健診受診情報を収集・パート先健診受診者の結果の入手・35歳・39歳の節目健診として指先検診を実施し、40歳前から自身の健康に対する意識付けの実施

4 事業名 特定保健指導

対応する
健康課題番号

No.3, No.1, No.4, No.5



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

- 【目的】
- 生活習慣病リスク保有者の生活習慣及び健康状態の改善
- 【概要】
- 生活習慣病リスク保持者に対する保健指導

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定保健指導対象者割合	20.6 %	19.6 %	18.6 %	17.6 %	16.6 %	15.6 %
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	26 %	27 %	28 %	29 %	30 %	31 %
腹囲 2 cm・体重 2 kg減を達成した者の割合	21 %	22 %	23 %	24 %	25 %	26 %
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定保健指導実施率	38 %	42 %	46 %	50 %	55 %	60 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・生活習慣病リスク保持者に対する保健指導	・生活習慣病リスク保持者に対する保健指導	・生活習慣病リスク保持者に対する保健指導
R9年度	R10年度	R11年度
・生活習慣病リスク保持者に対する保健指導	・生活習慣病リスク保持者に対する保健指導	・生活習慣病リスク保持者に対する保健指導

5 事業名 人間ドック

対応する
健康課題番号

No.2, No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～74、対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

- 【目的】
- 健康状態の確認、疾病の早期発見・早期治療
- 【概要】
- 費用の一部補助を実施（30歳以上）

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
健診受診の一選択肢であり、当健保としてはアウトカムの数字上の指標は設定しない。 (アウトカムは設定されていません)						
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
健保と契約済医療機関一覧の配布	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
契約医療機関にて実施	契約医療機関にて実施	契約医療機関にて実施
R9年度	R10年度	R11年度
契約医療機関にて実施	契約医療機関にて実施	契約医療機関にて実施

6 事業名 特定健診データの保険者間の連携（退職者へのデータ提供、提供されたデータの活用）

対応する
健康課題番号

-



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～（上限なし）、対象者分類：被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

他保険者との健診データ連携体制の構築

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
情報連携が目的であり、数値化できないため (アウトカムは設定されていません)						
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定健診データの保険者間提供及び取込率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
被保険者からの希望がある場合、退職者本人へのデータ提供、及び入社した社員から提供されたデータの取込	被保険者からの希望がある場合、退職者本人へのデータ提供、及び入社した社員から提供されたデータの取込	被保険者からの希望がある場合、退職者本人へのデータ提供、及び入社した社員から提供されたデータの取込
R9年度	R10年度	R11年度
被保険者からの希望がある場合、退職者本人へのデータ提供、及び入社した社員から提供されたデータの取込	被保険者からの希望がある場合、退職者本人へのデータ提供、及び入社した社員から提供されたデータの取込	被保険者からの希望がある場合、退職者本人へのデータ提供、及び入社した社員から提供されたデータの取込

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	1,792 / 2,019 = 88.8 %	1,877 / 2,100 = 89.4 %	1,958 / 2,179 = 89.9 %	2,016 / 2,233 = 90.3 %	2,084 / 2,298 = 90.7 %	2,143 / 2,349 = 91.2 %
		被保険者	1,432 / 1,464 = 97.8 %	1,498 / 1,524 = 98.3 %	1,559 / 1,583 = 98.5 %	1,601 / 1,622 = 98.7 %	1,655 / 1,675 = 98.8 %	1,702 / 1,719 = 99.0 %
		被扶養者 ※3	360 / 555 = 64.9 %	379 / 576 = 65.8 %	399 / 596 = 66.9 %	415 / 611 = 67.9 %	429 / 623 = 68.9 %	441 / 630 = 70.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	141 / 369 = 38.2 %	155 / 368 = 42.1 %	168 / 364 = 46.2 %	178 / 355 = 50.1 %	184 / 346 = 53.2 %	201 / 334 = 60.2 %
		動機付け支援	90 / 210 = 42.9 %	99 / 200 = 49.5 %	102 / 200 = 51.0 %	108 / 205 = 52.7 %	111 / 200 = 55.5 %	121 / 194 = 62.4 %
		積極的支援	51 / 159 = 32.1 %	56 / 158 = 35.4 %	66 / 154 = 42.9 %	70 / 150 = 46.7 %	73 / 146 = 50.0 %	80 / 140 = 57.1 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

-

特定健康診査等の実施方法

1. 実施方法 被保険者は、事業主が実施する定期健診を受診する。
また、人間ドック希望者には、健保にて一部負担金の補助を実施。
被扶養者及び任意継続被保険者（以下、被扶養者等）については、健保主体で、けんぽ共同健診、健保主催巡回バス健診、健康保険組合連合会集合契約締結健診機関、人間ドックの中から被扶養者等の希望により選択性的受診としている。
2. 実施項目 標準的な健診・指導プログラムに記載されている健診項目に健保が定めた項目を追加して実施。
3. 実施期間 通年とする。
4. 委託の有無 被扶養者等の特定健診の実施（費用決済を含む）、被保険者及び被扶養者等の特定保健指導の実施については、以下のとおり委託して実施する。
①特定健診 被扶養者等の特定健診は、健康保険組合連合会代表保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を締結し、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決裁を行い、全国各地で受診可能となるよう措置する。また、けんぽ共同健診、人間ドックも被扶養者等の希望に応じて受診できるよう、選択肢を増やしている。
②特定保健指導 標準的な健診・指導プログラムの考え方に基づき実施している。
5. 受診方法 被保険者については、事業主が健診項目、日程等の調整を行い、定期健診を事業所で実施する。被扶養者等は、受診機関を決定の上、本人が予約をして受診する。
6. 周知・案内方法 年度がかわる前に、健保から事業主宛てに保健事業について案内の配布とホームページへの掲載を行い、被保険者については、事業主から定期健診の案内を周知する。被扶養者等については、健保から毎年5月に受診券の送付と併せてけんぽ共同健診案内をHPに掲載している。
7. 健診データの受領方法 健診データは契約医療機関、代行機関、事業主、受診者から電子データもしくは紙データにて受領している。また、特定保健指導データについては、電子データでの受領としている。

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3から自動反映されている場合は任意

個人情報の保護

【個人情報保護に対する取り組み】

平成17年4月からは個人情報保護法が全面施行され、個人情報を取り扱ううえで遵守すべき基準等が明確になっているので、個人情報の取り扱いには、常に細心の注意を払っている。

【健康保険組合の個人情報保護に対する取り組み】

1.利用目的の特定・目的外の利用制限

個人情報を取り扱うときは利用目的をできる限り特定する。あらかじめ本人の同意がなければ、それ以外の目的で利用しない。

2.利用目的の通知・公表

個人情報を取得するときは、本人への通知またはパンフレットやホームページなどで公表することにより、利用目的を周知する。

3.個人情報の適正な取得・個人データ内容の正確性の確保

不正な手段で個人情報を取得しない。また、取得した個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内で、できるだけ正確性を保つようになっている。

4.安全管理措置及び職員・委託先の監督

個人情報保護に関する規程を整備、公表するとともに、安全管理に努めている。また、個人情報を扱う職員及び業務委託先を適切に監督している。

5.個人データの第三者への提供の制限

原則として、本人の同意を得ることなく、個人データを第三者へ提供しない。

6.個人データの開示、訂正、利用停止

本人から個人データの開示が求められた時や、訂正・利用停止等の求めが適正に行われたときは、原則としてそれに応じる。又、苦情にも適切かつ迅速に対応する。

【個人情報保護に関する基本方針】

当組合は、加入者の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号などのほか、適用関係情報（資格の得喪、標準報酬情報等）、現金給付関係情報（埋葬・分娩、出産・傷病手当金、付加給付を含む）、レセプト関係情報（医療費、受診・治療情報等）、健康診査関係情報（健診データ等）、健康管理に関する情報（保健施設利用情報、組合行事関連情報）などの個人情報（特定の個人を識別できる情報）について、以下の方針で取り扱いをする。

【個人情報の管理】

1.個人情報保護法及び関係する法令等を遵守する。

2.個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対する問い合わせ並びに開示、訂正、削除を求められたときは、健康保険法等の法令並びに個人情報保護管理規程等に従い、対応する。

3.次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に努める。

- ①個人情報保護管理責任者の選任による責任の所在の明確化
- ②個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤用等を防止するための厳重なセキュリティ対策の実施
- ③安全な環境下で管理するための個人情報データベースへのアクセス制限の実施
- ④個人情報の保護についての職員教育の徹底

4.当組合は個人情報の収集にあたり、健康保険法などの法令等で収集が義務付けられている場合を除き、加入者に対し収集目的を明らかにし、収集した個人情報は、利用目的の範囲のみで使用し、利用目的を遂行するために業務を委託する場合を除き、第三者には提供しない。

5.利用目的遂行のために業務を委託する場合、個人情報の取り扱いに関する委託先の適正な管理及び監督を行う。

6.当組合は、当組合の個人情報データベースに保管されている加入者の個人情報をできる限り正確、完全、最新に保つ為に、加入者からの請求により、速やかに訂正を行う。

7.個人情報の取扱い及び管理についての問い合わせは、下記記載の当組合の担当窓口で受け付ける。

窓口：市光工業健康保険組合（TEL 0463-94-8029）

受付時間：9：30～17：00（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）

8.本基本方針及び個人情報保護管理規程等は、法令等の制定改廃や情勢の変化により、適宜変更する。

【個人情報の利用目的】

1.被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

〔健康保険組合の内部での利用に係る事項〕

・保険給付及び付加給付の実施

〔他の事業者等への情報提供を伴う事項〕

・高額療養費の自動払い

・第三者行為に係る損害保険会社等への求償

・健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業

2.保険料の徴収等に必要な利用目的

〔健康保険組合の内部での利用に係る事項〕

・被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握

・健康保険料、介護保険料の徴収

・被扶養者の認定

・健康保険被保険者証、高齢受給者証の発行

〔他の事業者等への情報提供を伴う事項〕

・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託

3.保健事業に必要な利用目的

〔健康保険組合の内部での利用に係る事項〕

・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談、体育奨励事業

・健康増進施設（体育館）の運営

〔他の事業者等への情報提供を伴う事項〕

・保健指導、健康相談に係る産業医への委託

・医療機関への健診の委託

- ・健診結果の事業者への提供
- ・被保険者等への医療費通知
- ・被保険者等への広報誌等の配布
- ・高額療養費・出産費に係る資金貸付の共同事業
- ・健康増進施設（体育館）の運営の委託
- ・体育奨励事業の運営委託
- ・健康保険組合連合会主催の共同事業
- ・保健事業の事業実施（在宅療養支援事業）に係る委託

4.診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

- （健康保険組合の内部での利用に係る事項）
- ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査
- ・健保連給付相談

（他の事業者等への情報提供を伴う事項）

- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
- ・画像取込み処理の委託（マイクロフィルム）
- ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力

5.健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

（健康保険組合の内部での利用に係る事項）

- ・医療費分析・疾病分析

6.その他

（健康保険組合の内部での利用に係る事項）

- ・健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- ・健康保険組合の管理運営業務に係る記録資料
- ・適正な経理事務の執行
- （他の事業者等への情報提供を伴う事項）
- ・業務の適正処理のための照会又は回答（保険者間の情報交換等）
- ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等
- ・弁護士等への業務相談

【個人情報共同利用の取扱いについて】

個人情報保護法では、健康診査事業等について事業主と共同して個人データを利用する場合には(1)個人データを共同利用する趣旨(2)共同して利用する個人データの項目(3)共同利用者の範囲(4)利用する者の利用目的(5)データ管理責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知または公表する。

当組合では、共同利用の内容の公表を、当組合事務所への掲示、ホームページ及び機関紙等への掲載をもって行う。

〈当組合が事業主と共同利用する趣旨等は以下のとおりである。〉

1.個人データを利用する趣旨

事業主と組合が共同して健診及び事後指導を実施する事が、被保険者及び被扶養者等の健康管理を推進する上で効率的、効果的であるため、共同利用として実施する。

2.共同して利用する個人データの項目

記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、資格取得日、資格喪失日、事業所コード、事業所名、事業所所在地、事業所電話番号、一般・成人健康診査データ、人間ドックデータ、精密・管理検診〔(1)胸部検査(2)血圧検査(3)心臓検査(4)腎臓検査(5)糖尿病検査(6)胃部検査(7)肝臓検査(8)高脂血検査(9)尿酸検査(10)血球検査〕データ、健康診査の受診医療機関名及び医師名、問診票、保健指導レベル、保健指導の実施状況、健診受診勧奨に係わる氏名

3.共同利用者の範囲

事業主、健康保険組合、産業医、委託先事業者

4.利用する者の利用目的

被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進のための健診と事後の保健指導、健康相談等への利用及び事業の評価・分析並びに産業医等他事業者との情報交換。

5.データ管理責任者の氏名または名称

（当組合）常務理事

〈当組合が健康保険組合連合会と実施している共同事業は以下のとおりである。〉

「高額医療給付に関する交付金交付事業」

1.健保連との高額医療事業の共同実施について

2.共同利用する個人データ項目について

3.レセプトデータを共同利用する者の範囲について

4.レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

5.レセプトデータ等の管理責任者名について

（当組合）常務理事

【個人情報の第三者への提供について】

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされているが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、又は事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示的な同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされているので、当組合では、ホームページ、健保掲示板、広報誌の記載事項につきその趣旨に該当するものとして、同意されない場合は当組合まで申し出てもらうように周知している。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所に送付するとともに、ホームページへの掲載をする。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

【評価と見直し】

目標と大きくかけ離れた場合には見直しを図る。

事業所に所属する保健師等と、特定健診・特定保健指導にあたり、健康管理事業推進委員会での情報共有や受診勧奨、督促とコラボでの受診率向上を目指していく。